

〈はじめに〉

昨年12月12日に続きまして2度目の一般質問をさせていただきます。前回文化財行政以下大綱4点を質問させていただきましたが、本年3月15日には文化審議会が文科大臣に多賀城碑の国宝指定を答申する、原谷地川の堤防嵩上げ問題では、多賀城市が令和6年度から事業に着手し、改修にむけ仙台市・利府町と協議にはいるという大きな進展がありました。みなさんのご尽力に心より感謝を申し上げます。

本議会でも、文化財行政以下4点につき質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〈1. 文化財行政について〉

大綱1、文化財行政の問題についてあります。

文化財行政の1点目は、特別史跡多賀城跡内の復元された南門から政庁跡に向かう途中に、明治の野蒜築港の際、山形県からの物資運搬のために小丘陵を切り通して整備された旧県道があります。この部分の大路復元についてお尋ねいたします。

特別史跡多賀城跡の整備は、平成28年3月に宮城県教育委員会が策定しました『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』に基づいて実施されております。スケジュールとしましては「多賀城創建1300年となる平成36年度に、中軸部である政庁地区から南門地区の公開開始をめざす」(p109)とし、次いで東側の整備に入ることにしています。整備は、計画から見ますと遅れ気味ですが、おおよそ計画通り実施されております。

整備の分担は、配布資料①をご覧いただきたいと思いますが、政庁地区・政庁南面地区を県、南門地区・南辺東地区等を多賀城市とされ、それぞれ実施してまいりました(同)。

県が整備分担の政庁南面地区と多賀城市が整備分担の南門地区の間に旧県道、現市道新田浮島線があり、両地域は分断されております。『基本計画』ではこの部分について「市道新田浮島線は当分の間は現状のまま使用せざるを得ない状況である。将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で地形修復とともに連続性を確保することとする」(p105)とし、先送りをしています。

現在どういう整備をしているかと言いますと、配布資料②をご覧いただきたいのですが、南門を北に向かい、一旦西の信号まで40メートルほど歩いていただき、横断歩道を北に渡り、今度は東に40メートルほど移動し、政庁南大路を北に歩き政庁地区にむかう、こういうことになっております。

しかし、南門の復元が一応完了し、多賀城碑が国宝に指定される、南北の大路も旧県道以外は完成したとなりますと、否が応でも寸断されている旧県道部分が注目されることになります。現に「何であんな整備をするのか」という声が聞こえてまいりますし、この声は益々多くなっていくだろうと思います。『基本計画』では「将来…」と棚上げしていますけれども、できるだけ早い時期に旧県道=市道新田浮島線上の政庁南大路も整備し、南門から政庁跡へ向かえるようにすべきではないでしょうか。

どういう整備が良いのか。先ほど紹介しましたように、県の『基本計画』では「将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で地形修復とともに連続性を確保する」と将来的に市道の用途廃止を考えているようです。しかしこの計画では、この地域に住民が住み、お寺もある、市道には水道管・下水道管・N T T回線等が埋設されている。それらを考えますと現実的とは思えません。

一番現実的な方法は、鉄骨等を用いて橋梁的整備を行い、上に土を盛り、地形を復元した形で大路を整備することではないかと私は考えます。

以上、市道新田浮島線上の政庁南大路の復元は先送りせず、ただちに市、文化庁等必要な機関と協議に入っていただきたいと思いますが、教育委員会の答弁を求めます。

文化財行政の2点目は、「多賀城海軍工廠松島地区南区」跡、通称旧海軍松島地下工廠機銃部跡の問題です。

私は、昨年12月の一般質問で、神奈川県立歴史博物館の取り組み等を紹介し、県がイニシアチブを発揮して調査をすることを求めました。教育長の回答は、「まずは松島町の意向を確認しながら、調査の実施等について助言・協力してまいりたい」というものがありました。松島町はどういう意向だったのかその後の状況についてお答えください。

本年5月30日付けの『河北新報』に、「戊辰戦争から第2次世界大戦まで、近代の戦争の歴史と仙台の人々の生活を重ね合わせて考える企画展「戦争と庶民のくらし」が、仙台市歴史民俗資料館（宮城野区）で開かれている」と紹介されました。「仙台市歴史民俗資料館」は歩兵第四連隊の旧兵舎といわれていますが、仙台市はここの資料館を拠点に戦争と庶民の暮らしや戦争遺跡について調査をしています。

県には類似の取り組みをしている施設はあるのでしょうか。お答えください。

来年は終戦から80年を迎えます。これを機に、県としても市町村と共同しながら戦争遺跡の調査・保存等について取り組みを進めるべきと考えますが、教育委員会の認識をうかがいます。

〈2. 能登半島地震への支援と耐震性強化の取り組みについて〉

次に大綱2、能登半島地震への支援と住家の耐震性強化の取り組みについて質問させていただきます。

その1点目は、能登半島地震への支援の問題であります。

日本共産党宮城県議団として、5月7日から9日まで、能登半島地震の視察をしてまいりました。7日は、ある民間病院での聞き取りと県の復興担当部局から説明を受け、8日は能登町まで足を延ばし議会関係者と懇談を行い、その後輪島市を視察いたしました。

能登町議会関係者との懇談で、「困っていることはなんですか」と尋ねたところ①被災者の権利関係が複雑でなかなか公費解体がすすまないこと、②行政が担当する道路の水道管復旧はすすんでいるが宅内配管が傷んでいるため蛇口から水が出ない。水

道復旧のお金がない。業者に頼んでも業者不足で来てくれない、等が話されました。

その後輪島市を訪れ、大火事となった朝市付近の案内をいただきました。テレビでも報道されておりますが、正月の様子がそのまま残っています。ところどころ瓦礫がかたづけられている部分もありましたが、それは遺体捜索を行ったからとのことで、胸が痛みました。9日は原発のある志賀町を視察しました。家屋が潰れ屋根部分が地面にある光景があちこちで見られました。

全体として何を感じたか。復旧の大きな遅れです。家屋の公費解体がすすまない、瓦礫の処理がすすまない、水がない…。仮設住宅に入ると被災者への支援がストップする、災害ゴミを出すのに分別を求められ足かせになっている等々の課題が浮き彫りになっております。

とりわけ、水が蛇口から出ないことは、住み続けられるようにする上で極めて深刻な問題です。現地の要望を聞き、知事が県内事業者に呼びかけ、支援に駆けつける。費用は国が負担するよう働きかける等々がいま必要になっていると思います。知事のお考えをお聞かせください。

能登半島は左手の親指のような形をしており、付け根部分が口能登、関節までが中能登、関節から先が奥能登となっております。奥能登に向かうにつれて被害が深刻になっていくことを実感いたしました。のと里山海道、三陸道のようなものですが、七尾市までは速度制限がありながらも対面通行ができます。しかし奥能登に入りますと片側通行となり、のと里山空港ＩＣで降り、能登町に向かいましたが、一般道の被害はさらにひどくなります。このように、東日本大震災と決定的に違うのは交通事情が非常に悪いと言うことです。金沢市内から奥能登の能登町や珠洲市までは片道3時間半、往復で7時間もかかります。また海岸線が隆起し港が使えません。

しかし被災地域は東日本大震災からみれば狭いわけでありまして、政府が本気を出しのと里山空港をフルに利用し空輸によって物資をはこび、そこからトラック輸送する等がなぜできないのか、と思いました。

石川県も「創造的復興」と盛んに言っておりました。しかし、その前に住民がまず住み続けることができるようになります、復旧が先決です。知事は東日本大震災を経験し、全国知事会長をしておられます。知事として自ら支援の範を示す、同時に政府に本気になって能登の復旧復興に取り組んでいただくよう、果たすべき役割は非常に大きいと考えます。

能登半島支援のありようについて、知事のご認識と決意をお聞かせください。

震災問題の2点目は、県内住宅の耐震性アップの取り組みについてです。

「宮城県沖地震46周年」にあたる6月12日の『河北新報』1面は、「能登地震で全半壊多数」「00年以前木造住宅宮城66%」との見出しで宮城も注意が必要だ、との記事を掲載いたしました。

珠洲市内の住家は、全体の56.4%にあたる3,997棟が、輪島市では58.5%にあたる8,674棟がそれぞれ全半壊となり、石川県全体の半数以上を占めたこと、両市の2000年以前の一戸建て住宅は、珠洲市89.4%、輪島市が83.0%を占めていたことを指摘してお

ります。

振り返って宮城県内の2,000年以前の木造一戸建て住宅は66%を占めており、1月に能登で調査にあたった東北大学災害科学国際研究所の柴山明寛准教授は「建築が1981年以降であっても、基礎と柱の接合部を金物で固定することなどを求めた2000年基準を満たすかどうかで被害に濃淡が出た」「宮城も注意が必要だ」と話したことを報じております。

この報道からしますと、宮城も決して安全ではないことは明らかと思います。能登半島地震から学び、2000年基準を満たす住宅に引き上げていく取り組みが必要だと思いますが、知事の見解を求めます。

〈3. 県営住宅政策の見直しについて〉

質問大綱の3点目は県営住宅の問題であります。

『宮城県県営住宅ストック総合活用計画』は令和2年8月に策定され、「令和6年度を目処に計画の見直しを行う」とされており、その上位計画である『宮城県住生活基本計画』は令和3年12月策定ですので、一年遅れで見直しを行うことになりますが、見直しの基本姿勢について伺います。

私は、昨年12月の一般質問の際、『宮城県住生活基本計画』の第6章「計画の推進に向けて」の中で、県の役割として「公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず…」は、県の公営住宅事業からの撤退宣言だと指摘をさせていただきました。

それに対し部長は答弁の一節で「県は一切県営住宅の提供を行わないということは全く書いてございませんで、…」と答えております。確かに直接的にはそういう文言はありません。しかしながら「公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず…」という文言を素直に解釈するなら、ゆくゆくは「県は一切県営住宅の提供を行わない」ということになります。したがって私は「公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず…」という表現は、実際に考えている以上のことを、勢いで書いてしまった、ということなのかな…と受け止めているわけであります。

以上から私は、県民のみなさんに多大な不安と心配を与えていたる「公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず…」という文言は、『宮城県住生活基本計画』から削除し、「実情と県民のニーズに応え対応する」と書き換えるべきと考えますが、当局の見解を求めます。

〈4. みやぎ型管理運営方式について〉

質問の大綱4は「みやぎ型管理運営方式」の問題についてであります。

まず1点目ですが、県水道用水供給事業の内部留保資金の今後の見通しについて伺います。

ここ10年の間に県水道用水供給事業の内部留保資金残高は倍になり、令和5年度末で約220億円と伺っております。本格的に管路の更新が始まる前までこういう傾向が続くと推測できますが、県水道用水供給事業の内部留保資金残高は、最大いくらになる見込みでしょうか。事前の聞き取りによりますと、令和28年度末、2046年度末には約830億円に達する見込みとのことです、間違いありませんか。ご回答ください。

また、830億円の主な原資はなんでしょうか。私は、元金償還額が減価償却費を大きく下回る時期を迎えたことが大きいと見ていています。元金償還年限は耐用年数よりも短いために、多額の企業債を活用して設備投資をした場合、ある時期までは元金償還額が減価償却費を上回り、資金調達に苦労いたします。しかし、山があれば必ず谷がある。ある時期を過ぎると元金償還額が減価償却費を下回るようになります。県の水道供給事業の場合、それは2017年度でありました。現にそれ以降急速に内部留保資金が増え始めます。したがって、令和28年度末、2046年度末にできる830億円の資金は、「直営」か「みやぎ型」かに関係なく残る資金です。830億円がたまる理由について、当局はどうみているのか答弁をお願いいたします。

2点目です。県は「みやぎ型」導入の理由について、人口減少時期に20年後から管路の本格的な更新が始まることをあげていました。その額は2000億円と言われております。しかし、本格的な管路更新を前にして投資額の4割にあたる830億円の資金を持つことが明らかになりました。問題は、「みやぎ型」導入の議論の際に、そのことをきちんと議会と県民に説明してきたのか、ということです。もしきちんと説明していたら、別の結論が出ていたかもしれません。説明してきたのか、して来なかつたのか、明確な答弁を求めます。

3点目、料金設定の問題です。水道法では水道事業の目的を、清潔な水を安く豊富にと規定しています。その立場からしますと、公営企業会計の損益終始はトントンで良いというのが私の持論です。なぜなら損益収支の費用の中に、減価償却費と利子という形ですでに資本費が入っているからです。いまの時期のように、資金がどんどん増える時期はなおさらです。

料金は令和6年度より若干引き下げられました。予算上の金額でいうと5億円とのことであります。しかしそもそも、直営最終年度の令和3年度決算では17億5600万円の黒字でした。ということは、17億円-5億円、年間約12億円程度は引き下げられることになります。現在、「みやぎ型」の導入により、利益分が15億円ほど減少し、ほとんど利益が出ない状態になっていますが、20年を単位として見るなら年間10億円程度、200億円程度は引き下げ可能と考えますが、当局の答弁を求めます。

4点目です。知事は「みやぎ型」を他県にも広げたいお考えのようあります。しかし今のところ宮城県に続く自治体は無いようです。要因は、委ねる期間が20年とあま

りにも長く、終了時にどうなっているか不安であること、実際に維持管理をおこなうOM会社は県との契約当事者となっておらず、かつ情報も基本的に公開されないこと等々もあります。

加えて、私はその会計処理が非常に複雑になることもあると考えています。

「みやぎ型管理運営方式」は、管路の管理と更新は引き続き県が所管し、それ以外の比較的耐用年数の短い設備については運営権者に委ねる、というものです。運営権者が行った設備投資の減価償却費相当分は、運営権者の費用として計算し、県から運営権者に移す利用料金の中に含める。県から運営権者に移す毎年の利用料金は、20年間の総費用を20年で割った数字となるので、初めの時期の県の収支は赤字となる、とのことです。

私はすでにここに疑問を持ちます。企業会計は売り上げが伸びれば仕入れも増える、収支は結びついており、その中でどう利益をあげていくのか、その処方箋がよく分る仕組みになっています。ところがみやぎ型は、単年度ごとでみれば収支が切り離され、企業会計らしからぬ非常にわかりにくい仕組みとなっています。

さらに、運営権者が設備投資を行っても、それは県民の財産であり県の所有とするために、運営権者が設備投資をした結果生じる減価償却費は県の費用に計上する。そうすると県が二重に負担することになるので、同額を「運営権者更新投資収益」として県の収入に計上する。こういう複雑な会計処理となっています。

果たして、こういう複雑な制度にまでして運営権者に設備投資をまかせる理由はあったのでしょうか。「みやぎ型」は、会計制度という側面からみても決して他自治体におすすめできるような制度ではないと考えますがいかがでしょうか。

5点目です。日本共産党県議団は、県が運営権者と契約し、実際にその9割の仕事をするOM会社の情報が公開されないのは、議会と県民の目を覆うものであり、「県民が主人公」の精神に反すると主張してまいりました。

本年3月末に「宮城県包括外部監査人」から、「契約は県と運営権者だけではなく、OM会社を含めた3者契約にし、OM会社も情報公開を」との報告書が提出されました。党県議団はこの点には全く同感であります。県当局としてこの提起をどうどう受け止めているか答弁を求めまして壇上からの質問とさせていただきます。

以上